## 平成二十二年政令第百五十八号

四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査 等に関する特別措置法施行令 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十

九項並びに第十二条の規定に基づき、この政令を 七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等 制定する。 に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十三 内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百 第二条第一号、第五条第五項、第六項及び第 3

(北朝鮮特定貨物)

第一条 五号及び同理事会決議第二千三百九十七号とす 千三百七十一号、同理事会決議第二千三百七十 会決議第二千三百二十一号、同理事会決議第二 四号、同理事会決議第二千二百七十号、同理事 決議第二千八十七号、同理事会決議第二千九十 全保障理事会決議は、国際連合安全保障理事会二条第一号イ及びロの政令で定める国際連合安 に関する特別措置法(以下「法」という。)第 十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等:一条 国際連合安全保障理事会決議第千八百七 5 4

3 表(一の項を除く。)に掲げるものとする。 法第二条第一号ロの政令で定める物資は、 法第二条第一号イの政令で定める物資は、 (二の項を除く。) に掲げるものとする。 別 別

(生物兵器等に該当する提出貨物の廃棄の方法)

第二条 法第五条第五項の規定による同条第一項 規定の定めるところにより、速やかに行うもの の区分に応じそれぞれ当該各号に定める条約のいう。) の廃棄は、次の各号に掲げる提出貨物 に規定する提出貨物(以下単に「提出貨物」と 第五条 法及びこの政令に定めるもののほ

禁止並びに廃棄に関する条約第二条 兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の 素兵器に該当する提出貨物 法第五条第五項に規定する生物兵器又は毒 細菌兵器(生物 1

及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約第する提出貨物 化学兵器の開発、生産、貯蔵 法第五条第五項に規定する化学兵器に該当

(提出貨物の売却の方法)

で定める措置を講じた者に対し行うものとす ため必要なものとして国土交通省令・財務省令 提出貨物が北朝鮮に輸出されることを防止する (次項において単に「売却」という。) は、 法第五条第六項の規定による提出貨物の

2 でないと認められる提出貨物については、随意い提出貨物その他競争入札に付することが適当 ない。ただし、競争入札に付しても入札者がな 契約により売却をすることができる。 売却は、競争入札に付して行わなければなら

とするときは、その入札期日の前日から起算し 定による競争入札のうち一般競争入札に付そう 名及び数量その他の国土交通省令・財務省令で て少なくとも五日前までに、当該提出貨物の品 により公示しなければならない。 定める事項を官報への掲載その他の適切な方法 海上保安庁長官又は税関長は、前項本文の規

名及び数量その他の国土交通省令・財務省令で 指定し、かつ、それらの者に当該提出貨物の品 うとするときは、なるべく三人以上の入札者を 規定による競争入札のうち指名競争入札に付そ 定める事項をあらかじめ通知しなければならな 海上保安庁長官又は税関長は、第二項本文の

別表(第一条関係)

ければならない。 書の規定による随意契約によろうとするとき は、なるべく二人以上の者から見積書を徴さな 海上保安庁長官又は税関長は、第二項ただし

(提出貨物のその他の処分の方法)

第四条 法第五条第九項の規定による提出貨物の うものとする。 処分は、速やかにこれを廃棄することにより行

附 則 抄

及びこの政令の実施のため必要な手続その他の

か、法

(国土交通省令・財務省令への委任)

(施行期日)

この政令は、法の施行の日から施行する。 則 (平成二三年六月一五日政令第

経過した日から施行する。 この政令は、公布の日から起算して三十日を 六八号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を 附 七三号) 則 (平成二四年一一月七日政令第1

経過した日から施行する。 則 (平成二五年一一月二二日政令第

経過した日から施行する。 この政令は、公布の日から起算して三十日を

五号) 則 (平成二九年五月八日政令第 四四

> 経過した日から施行する。 この政令は、 公布の日から起算して三十日を

## 七八号) (平成二九年六月三〇日政令第

経過した日から施行する。 この政令は、公布の日から起算して十五日を

## 五六号) 則 (平成二九年一〇月六日政令第1

過した日から施行する。 この政令は、公布の日から起算して十日を経

## (平成三〇年二月二八日政令第四

過した日から施行する。 この政令は、公布の日から起算して十日を経

|北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、 規定する同理事会決議(同理事会決議第二千 北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合 安全保障理事会決議第千七百十八号、 大臣及び国土交通大臣が告示するもの ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物 り北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連 会決議第千八百七十四号及び第一条第一項に 一百七十号八及び二十七の規定を除く。)によ 武器その他の物資として外務大臣、 国際連合 同理事 財

三法第二条第一号イに掲げる物資にあっては一三法第二条第一号イに掲げる物資にあっては二の項に掲げるもののほか、次の項に掲げるもののほか、次資にあっては二の項に掲げるもののほか、次資にあっては二の項に掲げるもののほか、同号ロに掲げる物資にあっては一 |規定する同理事会決議(同理事会決議第二千 財務大臣及び国土交通大臣が告示するもの 交通省令で定めるもの の物資、武器その他の物資として外務大臣 連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連 り北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関 会決議第千八百七十四号及び第一条第一項と 安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事 一百七十号八及び二十七の規定を除く。)によ

ット若しくは無人航空機の開発、製造、使用装置又はこれらを運搬することができるロケくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための(一) 北朝鮮の核兵器、軍用の化学製剤若し 又は貯蔵

十八号、 十八号、同理事会決議第千八百七十四号、(二) 国際連合安全保障理事会決議第千七

> |理事会決議第二千八十七号、同理事会決議 十号により禁止された活動 一千九十四号及び同理事会決議第二千二百

の回避 |会決議により国際連合加盟国に課された措 <u>回</u> (三) (二) に規定する国際連合安全保障理 五. 北朝鮮の軍隊の運用能力の向 北朝鮮からの輸出であって、北朝鮮 置 事

外の国際連合加盟国の軍隊の運用能力を支援(ほ) 壮朝鮮からの輸出であって、北朝鮮以

又は強化するもの